

下記の完了日以降の日付と
してください。

補助事業等実績報告書

令和 年 月 日

北海道知事 様

住所 札幌市××区北○条西△丁目

補助事業者等

氏名 医療法人○○ △△病院

院長 北海 太郎 印

指令文に記載されている情報を記
載してください。

事業(事務)名 医療機関オンライン化支援事業

令和 年 月 日付け地保第 号指令で補助金等の交付の決定を受けた上記の事業(事務)は、令和 年 月 日完了したので、関係書類を添えて報告します。

口座振替払の振込先銀行等の名称及び口座番号

振込先銀行等の名称	口座番号
	普通 当座

完了日は支払完了後、領収
書が発行された日としてく
ださい。

注 1 「 年 月 日付け(記 当初
の交付決定の年月日、番号を記載

基本的には交付申請時に提出いただいた「口
座振替申出書」に記載されている口座情報を
記載してください。

2 「口座振替払の振込先銀行等の名称及び口座番号」欄については、口座
振替払を希望する場合に記載すること。

3 補助事業等の期間が2年度以上にわたる場合で、道の会計年度が終了し
たときに使用する場合は、この様式中「完了」とあるのを「執行」と訂
正して使用すること。

(案)

地保第 () 号指令

<住所__一覧から転記>

<医療機関名__一覧から転記>

令和5年(2023年)()月()日申請の医療機関オンライン化支援事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業等の成果を成し遂げたときは、金<一覧から転記>円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

令和5年(2023年)()月()日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費	補助金の額	完了期限
医療機関オンライン化支援事業	<一覧から転記>円	<一覧から転記>円	令和6年(2023年)3月31日

- 2 北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。)、医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱(令和5年8月18日付け地保第1618号保健福祉部長決定。以下「交付要綱」という。)及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 3 補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
- 5 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- 6 前号の命令に違反したときは当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
- 7 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- 8 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、あらかじめ知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- 9 8の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を道に納付させることがある。

事業計画（実績）書

設立年月日	(医療機関設立日)
申請者の営 む主な事業	(法人・医療機関名)
補助事業等の 内 容	臨床調査個人票のオンライン登録を行うにあたり、必要となる備品購入等を行った。 (語尾は過去形とする。)
補助事業等の 実施による効果 (実施成果)	当該事業を実施することにより、臨床調査個人票のオンライン登録が可能となり、臨床調査個人票作成業務の効率が上昇した。 (語尾は過去形とする。)
備 考	

- 注 1 「補助事業等の内容」欄及び「補助事業等実施による効果（実施成果）」欄については、詳細かつ具体的に記載すること。
- 2 「補助事業等の実施による効果（実施成果）」欄については、補助金等交付申請時には補助事業等の実施による効果を、補助事業等実績報告時には、補助事業等実施による実施成果を記載すること。
- 3 補助金等の交付を受けようとする者が法人以外の団体の場合にあつては、その運営の状況を「備考」欄に記載すること。
- 4 事業主体が地方公共団体であるときは、「設立年月日」及び「申請者の営む主な事業」欄は削除して使用すること。

補助金等精算書

区分	計画					実施					補助率	補助金等の交付の決定		補助金等精算額	補助金等領収済額	補助金等精算額に対する領収未済額(N-O)	補助事業等に係る経費の債務確定額			不用額(M-N)	備考
	補助事業等に要する経費	補助対象経費	寄付金その他の収入	補助基準により算出した額	補助基本額	補助事業等に要する経費	補助対象経費	寄付金その他の収入	補助基準により算出した額	補助基本額		年月日番号	金額				支払済額	支払未済額	計		
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	1/2で固定		円	円	円	円	円	円	円	円	円
医療機関オンライン化支援事業	250,000	200,000	0	100,000	100,000	230,000	190,000	0	100,000	100,000	1/2	令和〇年〇月〇日/地保第〇〇〇〇号	50,000	50,000	0	50,000	230,000	0	230,000	0	
合計	250,000	200,000	0	100,000	100,000	230,000	190,000	0	100,000	100,000			50,000	50,000	0	50,000	230,000	0	230,000	0	

下記の場合
 ○交付申請時
 ・システム改修費：200,000円
 ・ネットワーク等運営維持費：50,000円
 ・総事業費：250,000円
 ・内示額：50,000円
 ○実績報告時
 ・システム改修費：190,000円
 ・ネットワーク等運営維持費：40,000円
 ・総事業費：230,000円
 ・内示額：50,000円

- 注 1 「区分」欄には、事務又は事業の名称（必要があるときは、細分された項目等当該補助事業等において区分すべきこととされている事項）を記載すること。
 2 「計画」欄には、申請の際の額（変更の承認（達による変更を含む。）があったときは、変更後の額）を記載すること。
 3 「補助金等の交付の決定」欄中「年月日番号」欄には当初の交付決定の年月日、番号を記載し、「金額」欄には交付決定額（変更（達による変更を含む。）があったときは、変更後の額）を記載すること。
 4 「補助金等精算額」欄には、実施に係る補助基本額（J）に補助率（K）を乗じて得た額を記載すること。ただし、補助金等の算出が他の方法によっている場合は、その方法により算出した額を記載し、かつ、「備考」欄にその算出方法を明記すること。
 5 定額補助の場合は、「補助率」欄を斜線で抹消すること。
 6 「補助事業等に係る経費の債務確定額」欄中「支払済額」欄には、間接補助事業等の場合にあっては補助事業者等が間接補助事業者等に交付する補助金等の支払済額を記載すること。

(案)

地保第 () 号指令

<住所__一覧から転記>

<医療機関名__一覧から転記>

令和5年(2023年)()月()日申請の医療機関オンライン化支援事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業等の成果を成し遂げたときは、金<一覧から転記>円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

令和5年(2023年)()月()日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費	補助金の額	完了期限
医療機関オンライン化支援事業	<一覧から転記>円	<一覧から転記>円	令和6年(2023年)3月31日

- 2 北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。)、医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱(令和5年8月18日付け地保第1618号保健福祉部長決定。以下「交付要綱」という。)及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 3 補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
- 5 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- 6 前号の命令に違反したときは当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
- 7 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- 8 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、あらかじめ知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- 9 8の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を道に納付させることがある。

保福第1の31号様式(第14条)

事業精算書

事業(事務)名 医療機関オンライン化支援事業

医療機関内にて規定される科目がある場合はそちらを記載してください。

保福第1の30号様式(M欄)の金額を記載してください。

空欄をお願いします。

保福第1の30号様式(N欄)の金額を記載してください。

道から補助金は未支出のため0円固定です。

保福第1の30号様式(N欄)の金額を記載してください。

補助金の行の備考欄には必ず「北海道」と記載してください。

収入の部	科目	予算額		精算額	内訳		備考
		当初	更生後の額		収入済額	収入未済額	
		円	円	円	円	円	
	補助金	50,000		50,000	0	50,000	北海道
	他事業からの繰入金	200,000		180,000	180,000	0	そのた事業からの繰入金のため収入未済額は発生しないため0円固定です。
	合計	250,000		230,000	180,000	50,000	

支出の部	科目	予算額		精算額	内訳		不用額	備考
		当初	更生後の額		支出済額	支出未済額		
		円	円	円	円	円		
	委託料	250,000		230,000	230,000	0	20,000	
	合計	250,000		230,000	230,000	0	20,000	

下記の場合
 ○交付申請時
 ・システム改修費：200,000円
 ・ネットワーク等運営維持費：50,000円
 ・総事業費：250,000円
 ・内示額：50,000円
 ○実績報告時
 ・システム改修費：190,000円
 ・ネットワーク等運営維持費：40,000円
 ・総事業費：230,000円
 ・内示額：50,000円

上記のとおり精算したことを証明し、令和 年 月 日 保福第1の28号様式に記載した報告日と同日にしてください。

医療法人〇〇 △△病院 院長 北海 太郎 ㊟

- 注 1 この様式には、当該補助事業等に要した経費のみを記載すること。
 2 「科目」欄の区分は標準を示したものであり、補助金等の交付を受けた者における通常の予算及び決算の区分がこれと異なるときは、それぞれ補助事業者等の区分に従い記載して差し支えないこと。
 3 「予算額」欄中「更正後の額」欄には、補助事業者等の議決機関等における最終の更正後の額(予算の流用による更正後の額を含む。)を記載すること。
 4 「収入未済額」及び「支出未済額」欄には、債権又は債務が確定している額を記載し、かつ、債務者又は債権者の住所氏名を「備考」欄に記載すること。
 5 補助事業者等が市町村である場合は、「収入の部」には当該補助事業等に係る特定財源のみを記載し、備考欄に予算の区分(一般会計又は特別会計)を記載すること。
 6 「不用額」欄には、「更正後の額」(更正していない場合には、「当初」)欄に記載した額から「精算額」欄に記載した額を控除した額を記載すること。
 7 市町村以外の者がこの様式を使用する場合は、この様式中「〇〇市(町村)長(氏名)印」を訂正して使用すること。